

## 労苦継承の意義に関して

東京大学大学院人文社会系研究科日本史学 加藤陽子

報告の観点——「戦後60余年が経過し、戦争を体験した者が少なくなる中で、関係者の労苦を、世代を超えて語り継いでいくことの歴史的観点、国益的観点からの意義」について

## 1. 問題のありか

## ① 恩給欠格者と、戦後強制抑留者・引揚者の混在。

・労苦の質が異なるはず。慰労品の贈呈によりすべての人の感情を和らげるのは、もとより困難。

## ② 引揚者は全地域からの引揚者を容認するが、戦後強制抑留は旧ソ連とモンゴルでの強制抑留をいう。南方などでの抑留・労務が入らない点など、労苦継承という観点からは不十分ではないか。厚生省引揚援護局「南方軍復員史」、外務省記録「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係」、「ソ連地区邦人引揚関係（中共地区を含む）」などの史料。

## 2. 以上の問題点、国民感情の緩和に役立つと思われる措置

## ① アメリカの国立公文書館における先祖捜し（センサス、メイフラワー号以下の乗船名簿など）と同様のイメージで、復員・引揚関連史料（現独立行政法人がもつ申請史料も含む）を、国立公文書館に移管する（これはメタ管理も含む）。このことは、太平洋戦争という巨大な戦争に関して、中国残留孤児などについてかつて裁判所が示した戦争被害受忍論（戦争の惨禍はすべての国民が等しく受忍すべきものという考え方）が強く批判されることとなった現在（政治決着）、戦争の労苦をある意味、国民を代位して背負ってくれた人々の歴史を残すという立場。ロシア側が提供したカタカナ書の死亡者名簿、抑留者名簿なども閲覧に供する。引揚船の乗船名簿などはどこに？アメリカ側の史料にありか。台湾の国史館の日本人引揚関係史料なども。

## ② 「南方」（イギリス軍、オランダ軍、オーストラリア軍への労務提供、約10万人）、「樺太」、中国共産党支配地など、労苦継承という観点からは、公平な目配りが大切。この点、こうした事業がロシアを刺激するとの懸念は、むしろなくなるはず。

## ③ いずれにせよ、戦後強制抑留と引揚者の背負った苛酷さに対する、配慮が必要とされるはず。そうならば、収集される史料のカバーする範囲は、開拓移民送出や、青少年義勇軍送出過程までカバーされるべきか。飯田市歴史研究所編『満州移民』（現代史料出版、2007年）などの成果。